

参考資料3 法人・個人段階の配当二重課税の 各種調整方式

2010年6月

大和総研 制度調査部

各調整方式の比較

前提：法人実効税率40% 金融所得の税率20%

（配当軽課の場合の配当分の法人税率は30%）

比較のポイント

- ・適用税率・・・法人税率か所得税率か
- ・金融所得課税一元化にマッチするか（税率、損益通算）
- ・簡素な制度か、特定口座への対応は可能か
- ・法人の税負担は軽減されるか

	1.配当控除方式	2.インピュテーション方式	3.配当非課税	2分の1課税
適用税率(法人・個人段階トータルでの)	所得税率 (20%)	所得税率 (20%)	法人税率 (40%)	法人税率+所得税率 (46%)
配当二重課税の完全な調整	可能(控除率の調整が必要)	可能	法人税率を引き下げれば可能	法人税率を大幅に引き下げれば可能
他の金融所得と同一の税率	適用可能	適用可能	適用不可	可能
法人・個人トータルの税率を他の金融所得の税率と揃えることは可能か	配当分は可能 譲渡益は不可	配当分は可能 譲渡益は不可	配当分は可能(法人税率の引下げが必要) 譲渡益は不可	配当分は可能(法人税率の引下げが必要) 譲渡益は不可
損失の通算	可能 ただし、通算による配当の減少額は二重課税の調整不可	可能 ただし、通算による配当の減少額は二重課税の調整不可	不可	可能

	4.CBIT方式	5.配当損金算入方式	6.配当軽減方式	7.ACE方式
適用税率(法人・個人段階トータルでの)	法人税率 (40%)	所得税率 (20%)	法人軽減税率+所得税 (44%)	所得税率 (20%)
配当二重課税の完全な調整	法人税率を引き下げれば可能	可能	配当分の法人税率を0にしない限り不可	正常収益分は可能
他の金融所得と同一の税率	利子・譲渡益ともども非課税(他の金融所得と同一の税率は不可)	適用可能	適用可能	適用可能
法人・個人トータルの税率を他の金融所得の税率と揃えることは可能か	配当分、譲渡益共に可能(法人税率の引下げが必要)	配当分は可能 譲渡益は不可	困難(法人税率を0%にすれば可能) 譲渡益は不可	正常収益分は可能 譲渡益も可能
損失の通算	不可 譲渡損の通算も不可	可能	可能	可能

	1.配当控除方式	2.インプテーション方式	3.配当非課税	配当2分の1課税
資金調達手法(資本と負債)の中立性	控除率を調整すれば確保可能(配当については)	確保(配当については)	法人税率を所得税率まで引き下げれば確保	法人税率を大幅に引き下げれば確保
事務負担	増加	増加	増加せず	やや増加
(発行法人の事務負担)	還付分の予納が必要	還付分の予納が必要	不要	不要
(個人段階での確定申告)	必要	必要	不要	必要
(個人株主段階の調整)	必要	必要	不要	必要
(還付)	必要	必要	不要	不要
(特定口座の活用)	可能だが申告必要	可能だが申告必要	不要	可能
制度の簡素さ	複雑	複雑	簡素	比較的簡素
発行法人の税負担	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず

	4.CBIT方式	5.配当損金算入方式	6.配当軽減方式	7.ACE方式
資金調達手法(資本と負債)の中立性	確保	確保(配当については)	確保できず (法人税率を0%にすれば確保)	確保(正常収益分)
事務負担	個人は増加せず	個人は増加せず	増加せず	個人は増加せず
(発行法人の事務負担)	申告書での調整が必要	申告書での調整が必要	申告書での調整が必要	申告書での調整が必要
(個人段階での確定申告)	不要	不要	不要	不要
(個人株主段階の調整)	不要	不要	不要	不要
(還付)	不要	不要	不要	不要
(特定口座の活用)	可能	可能	可能	可能
制度の簡素さ	比較的簡素	簡素	比較的簡素	比較的簡素
発行法人の税負担	増加	減少	減少	減少

1.配当控除方式

(概要)

- 個人の受取配当の一定割合又は一定額を所得税額から控除

(特徴)

- 低所得者層ほど調整不十分。
- 法人サイドの税負担は変わらない。

(論点)

- 税額控除を受けるためには確定申告が必要となる
- わが国の現状(法人実効税率40%)の下で、金融所得の税率20%とすると、配当については常に還付が必要となる(次頁の図参照)。
- その結果、税務当局も還付のための煩瑣な事務手続が必要となる。

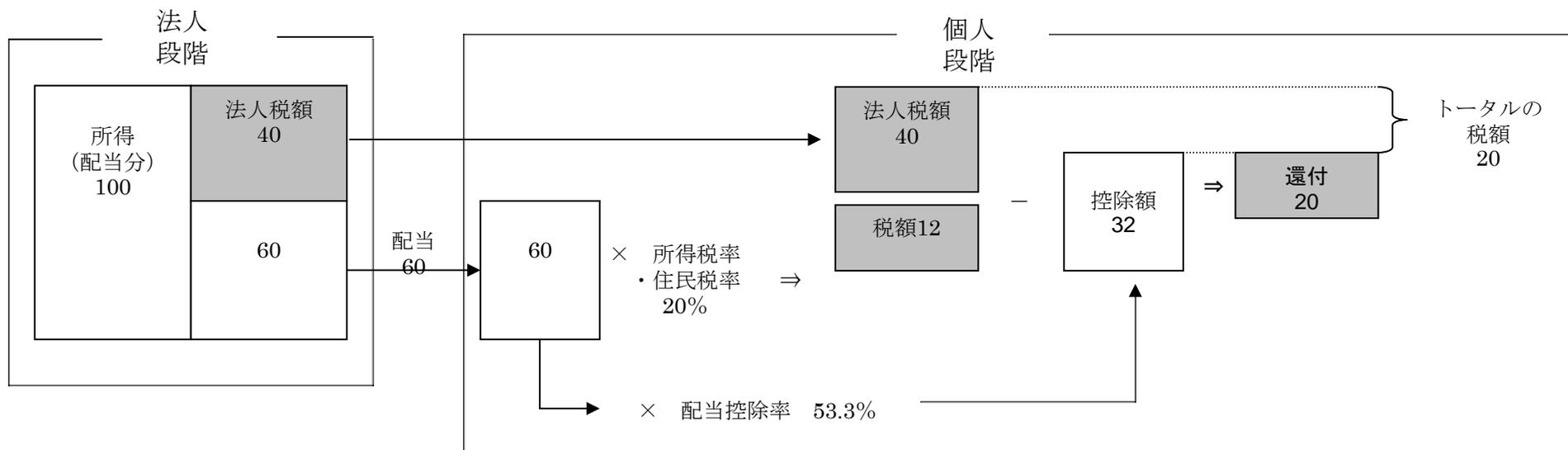
配当控除方式の例

前提：金融所得税率(20%)、法人実効税率(40%)の場合

- 配当控除方式で二重課税を完全に調整する配当控除率は53.3%
- その結果、常に還付が必要となる。

例 法人課税前利益100 法人税額40 配当60

$$\begin{aligned}
 \text{法人段階・個人段階トータル税負担} &= 40 + (60 \times 20\% - 60 \times 53.3\%) \\
 &= 40 + (12 - 32) = 40 + (\blacktriangle 20) \\
 &= 20
 \end{aligned}$$



(概要)

- 受取配当に対応する法人税額に相当する金額を株主の所得に加算。
- 算出した所得税からその加算金額を控除

(特徴)

- 配当二重課税を完全に排除できる。
- 個人段階で調整が必要
- 法人サイドの税負担は変わらない。

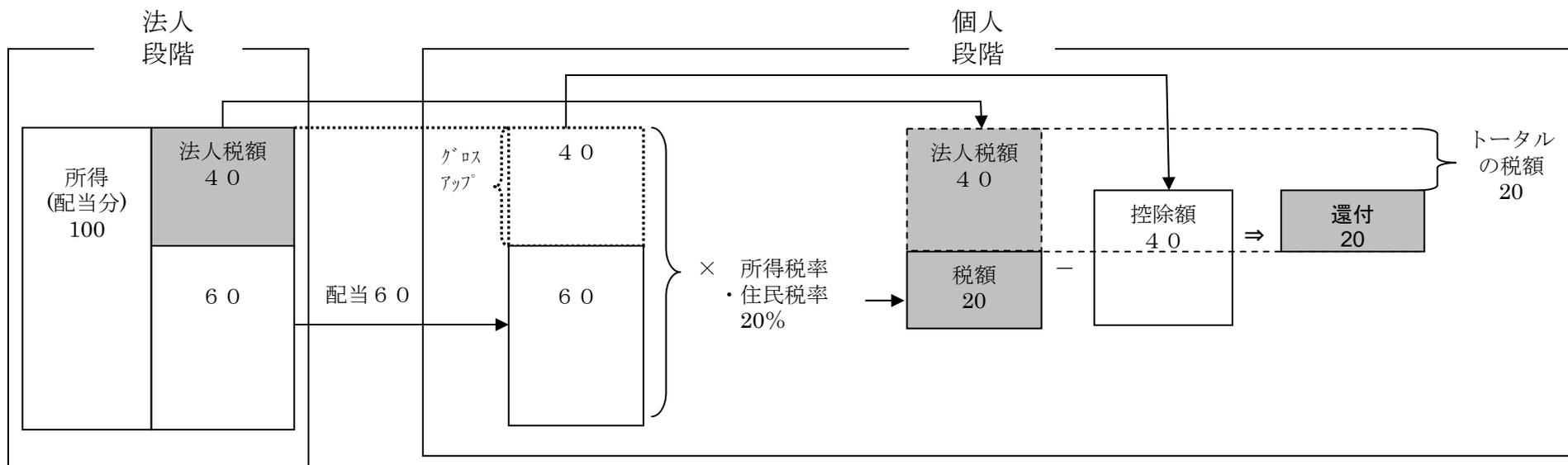
(論点)

- 制度が複雑
- 確定申告が必要となる。
- わが国の現状(法人実効税率40%)の下で、金融所得の税率20%とすると、配当については常に還付が必要となる(次頁の図参照)。
- その結果、税務当局も還付のための煩瑣な事務手続が必要となる。
- EUでは廃止の方向(非居住者は適用不可⇒ 内外無差別の原則違反)

インピュテーション方式の例

前提: 法人実効税率40%、金融所得課税20%の場合

- 法人税の配当分(40)を配当所得に加算、税額を算出(20)
- 配当所得への加算額(40)と同額の控除により、還付(20)
- 二重課税が完全に調整(トータルの税額20)



3.配当非課税方式(一部非課税方式)

(概要)

- 個人の受取配当の所得税を非課税

(特徴)

- 二重課税の調整方法としては不完全
- 法人サイドの税負担は変わらない。

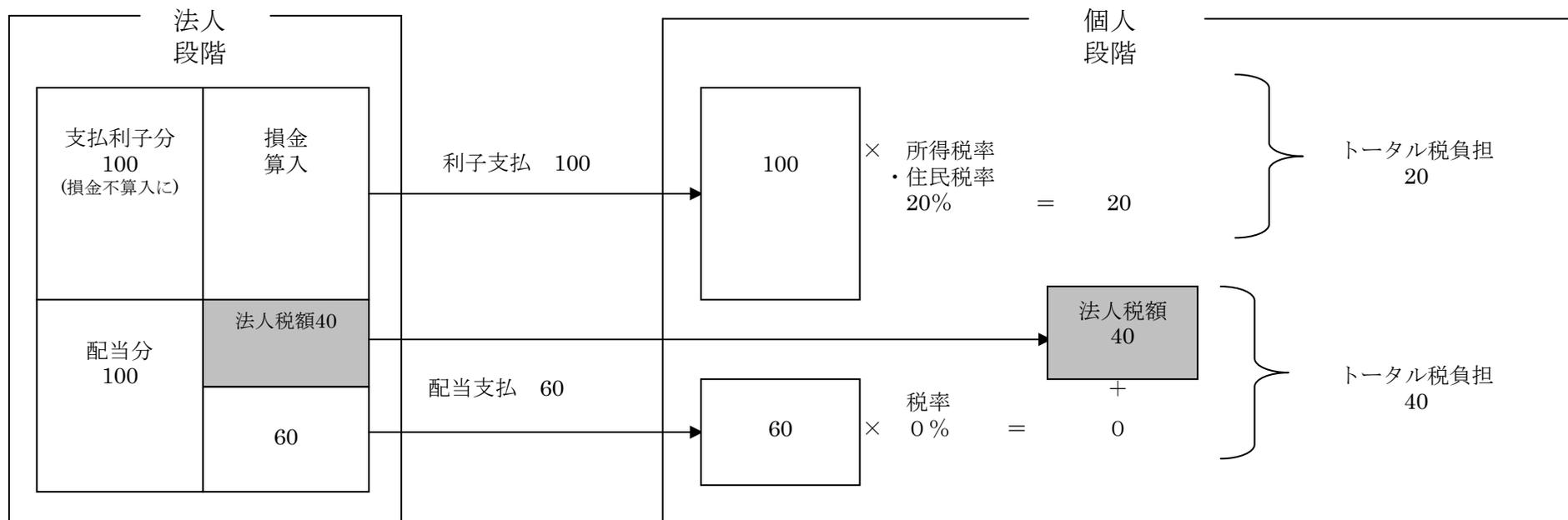
(論点)

- 表面上非課税であるため、金融所得課税一元化と整合性が取れない
- 他の金融所得の損失と通算ができない。(2分の1課税なら可能)
- わが国の現状(法人実効税率40%)の下で、金融所得の税率20%とすると、配当の個人株主トータルの税負担は40で、金融所得税率より重い。
(2分の1課税なら、46%)

配当非課税方式の例

法人税実効率40%、金融所得税率20%の場合

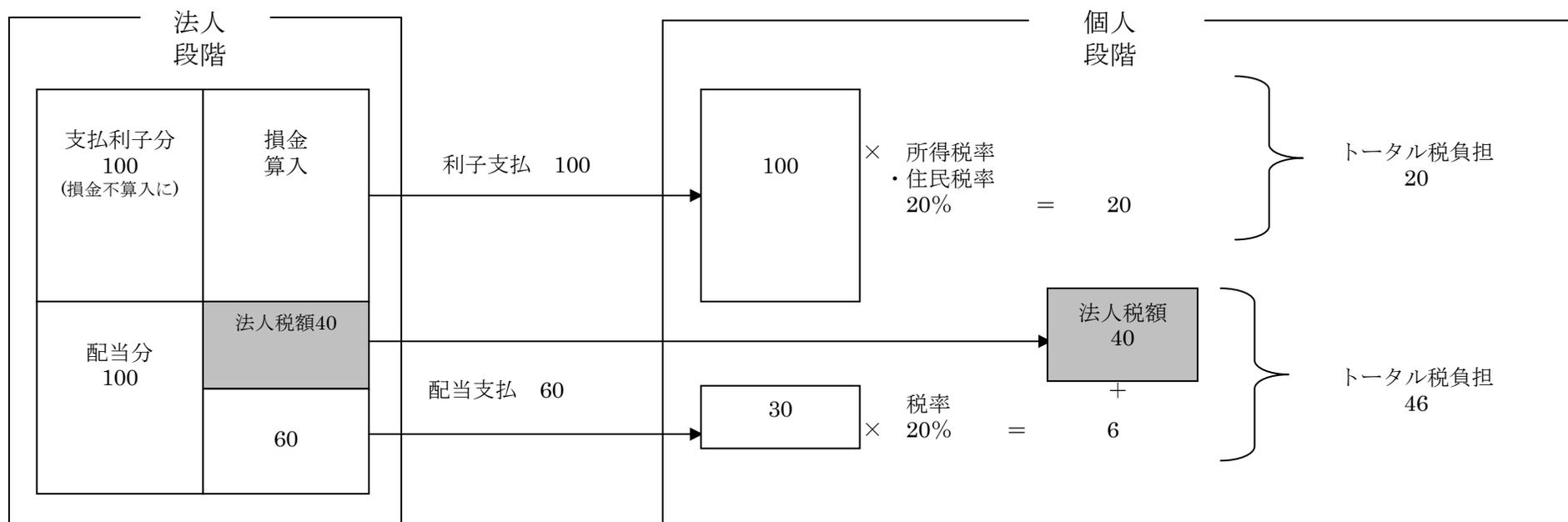
- 投資家……税負担(表面上は0、法人段階・個人段階トータルでは40)
- 発行法人…配当分について税負担(40)変わらず。



配当一部非課税方式(2分の1課税)

法人税実効率40%、金融所得税率20%の場合

- 投資家……税負担(表面上は6、法人段階・個人段階トータルでは46)
- 発行法人…配当分について税負担(40)変わらず。



(概要)

- 法人段階で利子を損金不算入
- 本来は法人税率を所得税率を揃える。
- 個人段階では、利子、配当、留保所得分の譲渡益を非課税

(特徴)

- 株式譲渡益(留保所得)の二重課税が調整できる。
- 発行法人の税負担が増加(利子の損金不算入)

(論点)

- 利子・配当・譲渡益以外の金融所得との課税一元化が困難
- 金融所得内で損失を控除できなくなる(特に譲渡損)。
- わが国の現状(法人実効税率40%)の下で、金融所得の税率20%とすると、利子・配当・譲渡益の個人投資家のトータルの税負担は40で、金融所得税率より重い。⇒ 法人税率の引下げが必要
- 産業界(借入の多い業界)の賛成が得にくい。 など

前提：法人税実効率40%、金融所得税率20%（利子・配当・譲渡益は非課税）の場合

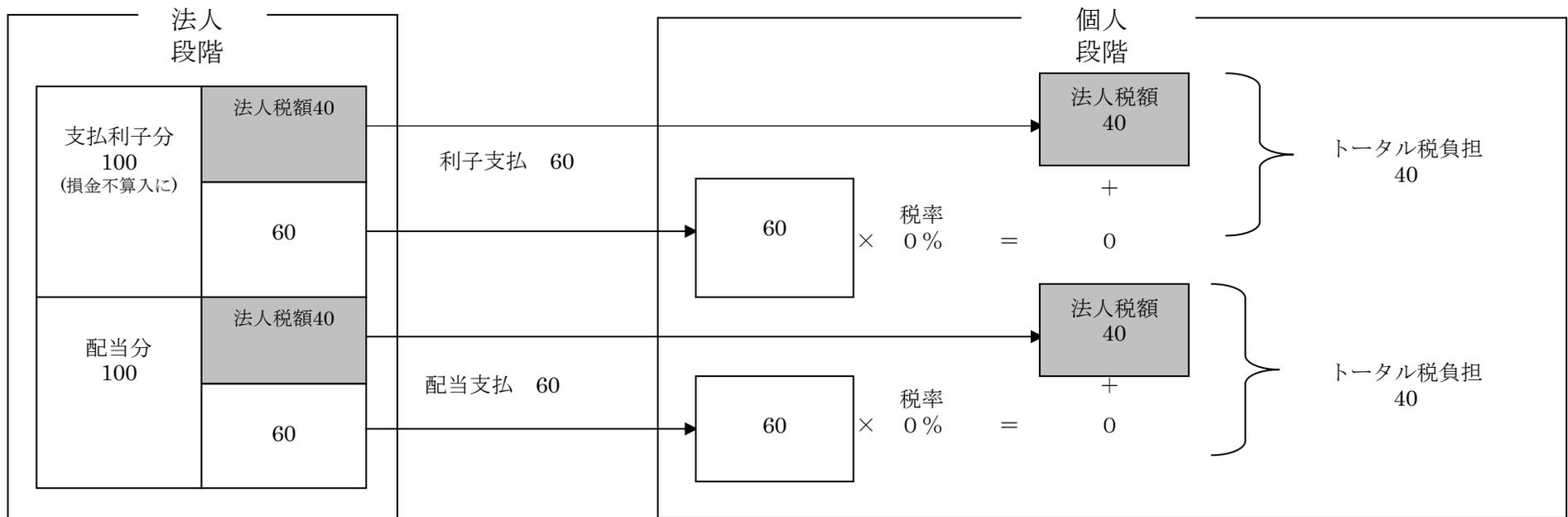
- 投資家……税負担（表面は0、法人・個人段階トータルでは40）

※法人税率を20%に下げれば、トータルの税負担は20

- 発行法人…配当分について税負担（40）変わらず、

ただし、利子分については税負担（40）発生

※法人税率を20%に下げれば、配当分は20減、利子分は20発生



5. 配当損金算入方式

(概要)

- 配当その他の利益処分に充てた部分を損金算入

(特徴)

- 配当二重課税を完全に調整
- 金融所得課税の一元化にマッチ(損益通算・同一の税率に対応)
- 個人段階での調整不要
- 発行法人の税負担は減少。

(論点)

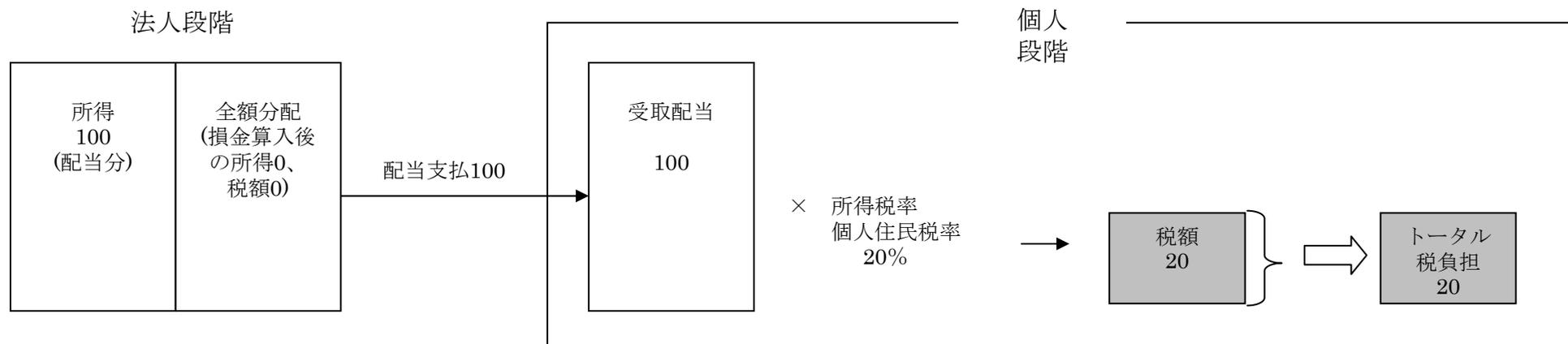
- 内部留保より配当を選好
 - ・ 発行法人の税負担減少、内部留保の二重課税は調整せず
 - ・ 即ち、発行法人にとっても株主にとっても配当が有利

配当損金算入方式の例

前提：法人税率40%、金融所得税率20%の場合

○投資家……所得税・住民税による税負担(20)

○発行法人……配当分について税負担減少(0)



6.配当軽課方式

(概要)

- 配当その他の利益処分に充てた部分の法人税を軽減

(特徴)

- 配当二重課税を部分的に調整
- 金融所得課税の一元化にマッチ(損益通算・同一の税率に対応)
- 簡便な方式(法人の申告における調整)
- 発行法人の税負担は減少。

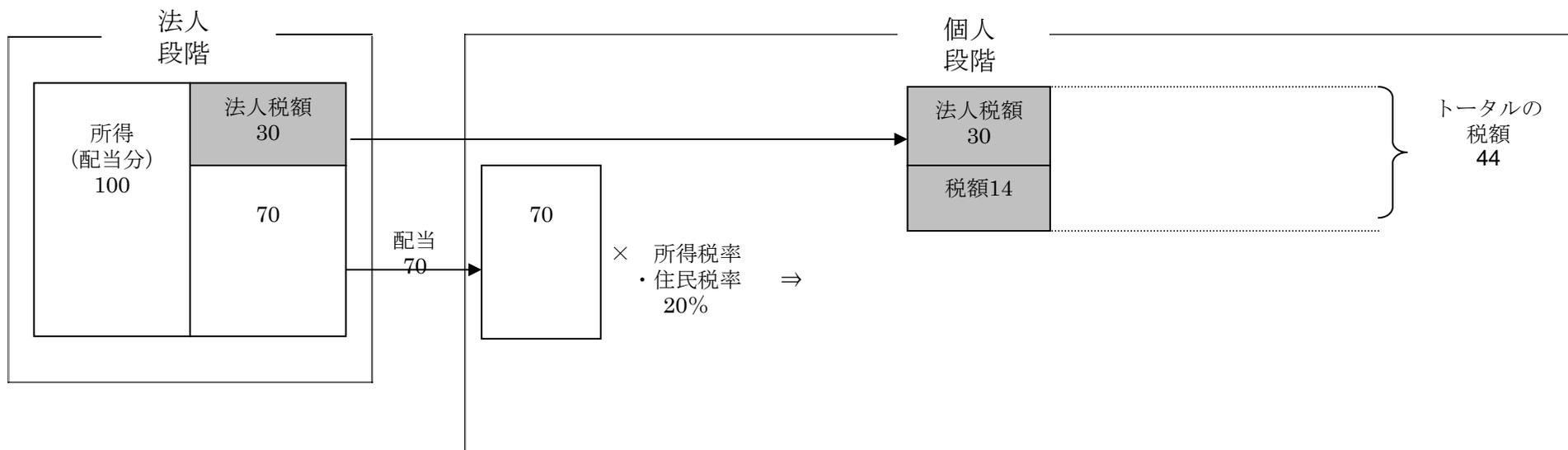
(論点)

- 内部留保より配当を选好
 - 発行法人の税負担減少、内部留保の二重課税は調整せず
 - 即ち、発行法人にとっても株主にとっても配当が有利

配当軽課方式の例

前提: 法人実効税率 配当分30%、金融所得税率(20%)の場合

- 投資家の段階のトータルの税額は44% ⇔ 調整なしの場合は52%
- 調整の効果は一部のみ
- 完全な調整を行うためには法人実効税率0%(税負担20%)



7.ACE (Allowance for Corporate Equity) 方式

(概要)

- 株式の機会費用を損金算入

(特徴)

- 正常収益における配当・譲渡益(留保所得)二重課税を完全に調整
- 金融所得課税の一元化にマッチ(損益通算・同一の税率に対応)
- 個人段階での調整は不要
- 発行法人の税負担は減少
- オーストリア、クロアチア、ベルギー、イタリアで導入例

(論点)

- 配当のみならず、内部留保の二重課税も調整
- 株式の機会費用の算定が困難